

中之島シティ法律事務所報

# N C L a w L e t t e r

第14号

Vol. 14

August. 2018



巻頭言	2
「民法等改正を踏まえた売買契約書ひな形の見直し— 5つのポイント」	3
「情けないな。今頃になって腑に落ちるとは。」	10
後悔後に立つ?	11
プロボノ活動	12
湯浅書房	14
事務所退職と独立のご挨拶	15
出版案内	16

# 巻 頭 言

弁護士 松 下 聡

皆様におかれましては、ますますご清栄のことと存じます、酷暑が続きますが、如何お過ごしでしょうか。

2018年も残り半分を切りました。話題を振り返ってみますと、スポーツの世界において、人命救助のために土俵に上がった女性が降りるよう求められた問題に始まり、コーチ・監督の選手に対するパワハラ、試合中の選手に対し暴行を指示したとされる問題など、倫理・コンプライアンスに関する問題が多く報道された様に感じます。報道を前提にすれば、それぞれ批判されても仕方がないと思われる事件ですが、インターネットとSNS、動画撮影機能付きの携帯電話がここまで普及していなければ、発覚しなかった問題や、ここまで長期間批判にさらされることはなかった問題もあるのではないのでしょうか。民事・刑事上の解決・被害者に対する慰藉の問題とは別に、言わば「世間」に対する不文の責任を問われ、何らかの社会的制裁を受けなければ「世間が納得しない」と言われる風潮については、私刑の執行に類似する問題をはらんでいます。一方で、誰もが世界に向けて情報を発信できるようになったことは、従前なら泣き寝入りしていた被害者を救済し、それぞれの「世界」においての馴れ合いで許されてきた問題に、光を当てることを可能にしたメリットも間違いなくあります。

どちらにせよ、現にリスクは存在します。個人にせよ企業にせよ、いつどんな行動が公になるか分からないことを意識して行動するしかないのかもしれないかもしれません。ましてや、自らインターネットで情報を発信する場合はなおさらです。弁護士も多くの人と接する機会があり、また市民感覚との乖離が指摘されることもある職業です。私も気を付けねばならないと感じております。

今後とも、ご指導のほどよろしくお願いいたします。

# 「民法等改正を踏まえた売買契約書ひな形の見直し—5つのポイント」

弁護士 矢倉 雄太

## I はじめに—本論稿<sup>1</sup>の目的

昨年平成 29 年 6 月 2 日付で「民法の一部を改正する法律案」および「民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案」が公布され、一部を除いてかかる改正民法の施行日は、平成 32 年（2020 年）4 月 1 日とされました。

ところで売買契約は、法人が日々の事業活動を行うなかで大なり小なり必ず行う重要な契約類型のひとつであるところ、この度の民法改正は、施行日以降の売買契約に大なり小なり影響を与えうる項目を含みます。

上記改正民法の施行日を念頭に置きつつ、売買（基本）契約書のひな形をお持ちの企業におかれては、上記改正後も従前の契約書のひな形をそのまま用いることで、上記改正前は存しなかった新たなリスクが出てくるおそれがないか、上記改正を機にご確認ください。仮にリスクがあるのであれば、事前のリスクヘッジ（予防法務）を行うべく、契約書ひな形の修正をご検討いただくべきと考えます。

本書では、以上のような状況を念頭に、典型的な契約である売買（基本）契約書を主として取り扱い、民法改正に伴い注意いただくべき点を検討します。

## II 経過措置について—改正民法等はいつの時点で締結した売買契約に適用されるのか。

本書では、後述のとおり、①契約内容の具体化、②契約内容不適合責任、③危険負担、④利率（遅延損害利率）、⑤解除の各項目を扱いますが、いずれも、「施行日以後」に締結された売買契約に締結されることとなります。

したがって、「施行日前」に締結された契約については、依然として、改正前の民法等が適用されることになり、売買契約締結日と施行日の前後で適用法令が分かれることとなりますので注意が必要です。

## III 売買契約書に関する条項の検討—5つのポイント

### (1) ポイント 1（契約締結の経緯や契約の目的の盛り込み）

⇒チェックすべき条項<sup>2</sup>：契約前文、契約の目的に関する規定。

ア 多くの売買契約書では、「製品名（商品名）」と「品番（型番）」などで目的物が特定され、当該目的物の性質や機能、状態（以下、「性状」といいます。）については売買契約書では記載されないケースが少なくありません。

もっともこの点が紛争の火種となり、買主としては、「●●のような性質や機能を望んでいたのに、それができない！契約解除だ！」ということになるケースが少なからずあります。

<sup>1</sup> 本論稿は、売買契約書におけるレビューポイントを全て指摘するものではありません。

<sup>2</sup> 売買契約書のひな形において、チェックすべきと考えられる条項を記載します。

このような主張が妥当か否かは、詰まるところ、当事者間でどのような性質や機能を有する物が売買の目的物とされていたか、という契約解釈によることとなります。

今般の改正では、「瑕疵担保責任」（民法 570 条）が契約内容不適合責任（改正民法 562 条～同 566 条。）へと改められています。その他債務不履行に基づく解除に関しても、債務の不履行がその契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは解除原因とならない旨明文化（改正民法 541 条ただし書）されました。

契約内容に適合しているか否か、当該不履行となった債務が契約上軽微か否かという点を判断するためには、どのような契約内容であったかという契約解釈が重要な鍵となることは明らかです。

契約解釈自体は上記改正前から重要であり、今回の改正で何か大きく実務上の運用が変わるものではないと思料されるものの<sup>3</sup>、法文上明確に規定されることで、「契約内容」として当事者間でどのように合意されていたのか、という点が重要視されていることがより明確になりました。

イ 以上の次第ですので、買主としては、「これでは売買契約の目的を達することができない。」というような事態に陥らないためにも、契約当時、どのような性状の製品を求めていたか、買主の思う性状が契約の目的物となっていた（当該目的物の製品が備えていた）ことが読み取れるよう、売買契約締結の動機や目的、経緯について、契約書の前文や契約の目的に関する条項に記載するよう、戦略的に求めていくことが考えられます。

他方、売主としては、自身の販売する目的物の性質や機能を超えるような性状が、売買の目的物として裁判所等に認定されぬよう、売買契約締結の動機や目的、経緯について記載するかどうか（記載するのであればその内容）を慎重にチェックし検討しなければなりません。

このような作業を踏まえることで当事者双方の目的物（の性状）に対する認識が浮き彫りになり、紛争を未然に防ぐことにも繋がるように考えられます。

## (2) ポイント 2（契約内容不適合責任に対する請求の選択等）

⇒チェックすべき条項：検収に関する規定、瑕疵担保責任に関する規定。

今般の改正により、他人物売買に関する代金減額や解除の規定（民法 563 条）、数量指示売買に関する規定（同 565 条）、瑕疵担保責任に関する規定（同 570 条）は、「契約内容不適合」責任として構成されるに至っています。また、解除や損害賠償請求に関する規定は、債務不履行の一般原則である改正民法 541 条、同 542 条や同 415 条の規定に従うこととなります。商法 526 条 2 項の規定も、上記改正に合わせて「瑕疵」という文言を用いないなど、改正されています。

### ア 請求可能内容の選択と明記

(ア) 具体的には、「引き渡された目的物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものであるとき」には、買主は売主に対し、目的物の修補、代替物の引渡し（不足分の引渡し）などにより履行の追完請求（改正民法 562 条）や、一定の

<sup>3</sup> 日本弁護士連合会編『実務解説 改正債権法』378-379 頁〔林邦彦〕、123-127 頁〔上床竜司〕（弘文堂、2017）。

要件<sup>4</sup>のもと代金の減額を請求できることになり（改正民法 563 条）<sup>5</sup>、解除権の行使もできます（改正民法 541 条、同 542 条）。また損害賠償請求も可能です（改正民法 415 条）。なお、これらの規定はいずれも任意規定です。

- (イ) したがって、契約当事者としては、仮に納品直後の検査や検収の際に、このような契約内容不適合が明らかとなったとき、または検収の際には発覚せずとも、その後契約内容不適合が発覚した際、買主としては何を請求できるのか、売主としては買主にどのような請求を認めるのかを双方それぞれが戦略的に検討する必要があります。
- (ウ) 従来の売買契約書では、検収の際に契約内容不適合が発覚した際には、履行の追完を請求することのほか、代金の減額請求ができる旨規定しているケースも多いかと思えます。また、契約違反として解除の一般条項に基づき、契約を解除できるケースも多いでしょう。

ここで、今般の改正では、履行の追完が不能や売主が追完を明確に拒絶しているなど履行の追完を受ける見込みがないことが明らかな場合を除き（改正民法 563 条 2 項）、原則として、相当の期間を定めて履行の追完請求を行った後、その期間内に売主が履行の追完をしない場合に代金減額請求ができる（改正民法 563 条 1 項）という（いわば段階的な）建て付けになっています。

- (エ) 売主としては、いきなり代金減額請求されるよりも履行の追完で済ますことができるのであればその方が一般的に有利であると考えられます。

売主としては、買主に対し、仮に両請求を行うことを契約書上認めるとしても、例えば、第一次的には履行の追完請求を、第一次的な請求では買主の契約締結の目的を達することができないようなケースには、第二次的に代金減額請求を、というように段階的に認めるような規定ぶりとしておくことが考えられます。このとき、改正民法 563 条の規定ぶりを参考に、引き写すような形で記載することも一案です。

- (オ) また、改正民法 562 条の履行追完においては、同条 1 項ただし書において、「売主は、買主に不相当な負担を課するものでないときは、買主が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。」と規定されます。

契約書上このような規定を明記せずとも、契約を補完するものとして一般法である民法が当該売買契約に適用されれば、同規定の適用を受けることができます。

それ故、売主としては、自身の契約書ひな形上に上記 562 条 1 項ただし書のような規定を明記することでかえって買主からの反発を招くリスクを考慮し、記載せずとも民法の適用があることを見越して、契約書上にはあえて明記せず、買主から指摘されて初めて、改正民法 562 条 1 項ただし書の適用を排除する規定を設けるかどうか交渉するという選択をするケースも増えるでしょう。

---

<sup>4</sup> 買主が相当の期間を定めて履行の追完を請求したにもかかわらず、その期間内に売主が履行の追完をしない場合（改正民法 563 条 1 項）や履行の追完が不能であるなど追完の催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかな場合（改正民法 563 条 2 項）です。

<sup>5</sup> ただし、契約内容不適合が買主の責めに帰すべき事由によるものであるときは、買主は代金の減額を請求することができないものとされます（改正民法 563 条 3 項）。

買主としては、先方から示された契約書案に、改正民法 562 条 1 項ただし書について記載がない場合、同条項ただし書の適用を排除する必要があるかを検討の上、仮に適用の排除を求めるのであれば、その旨契約書に明記するよう求めるべきです。

#### イ 請求可能期間の伸長

目的物の種類又は品質に関する担保責任<sup>6</sup>の期間の制限に関し、改正民法 566 条<sup>7</sup>が規定されます。本論稿において想定している事業者間の売買契約（商人間の売買）では改正商法 526 条<sup>8</sup>が適用されることとなります。

改正商法においては、改正前と同様、買主が契約内容不適合を発見したときは、直ちに売主に対し、その旨を通知しなければならないとされ、直ちに発見することができない契約内容不適合であっても、買主が 6 カ月以内にその不適合を発見してその旨通知したときでなければ、契約内容不適合責任を追及できません（改正商法 526 条 2 項）。

なお、改正民法においては、契約内容不適合を知った時から 1 年以内にその旨を通知すればよいことが明記され、「具体的な瑕疵の内容、請求する損害額の算定の根拠を示して、損害賠償請求をする旨を表明して、売主の瑕疵担保責任を問う意思を明確に告げる必要」<sup>9</sup>まではなくなりました。このことから、通知のために期間内に買主が行わなければならないことが減ったため、期間制限は実質的に緩和されたといえることができます。

もっとも、今般の改正により、契約内容不適合責任の適用範囲が、特定物のみならず不特定物（種類物）も含まれることとなったため、民法の時効の一般原則（権利を行使することができる時から 10 年。民法 166 条 1 項。同 167 条 1 項。）に従っていた不特定物についても、短期間の期間制限に服することとなります。

買主としては、短期間の期間制限を伸長するよう交渉し、その他当該製品の品質保証を売主に求め、相当の期間、その製品の品質を保証してもらうよう求めることになるでしょう。売主としても、自己の製品の「品質は保証しない！」とは言いにくいところですので、買主は品質保証を求めつつ、期間伸長を狙うことが考えられます。

他方、売主としては、個々の目的物の耐用期間等や改正商法 526 条 2 項や改正民法 566 条の期間を参照しながら、品質保証や契約内容不適合責任に関する買主の権利行使可能期間の短縮化を狙うことが考えられます。

<sup>6</sup> したがって、「数量」の不足や権利移転義務の契約内容不適合責任については、同条項の適用がありません。これらの売主の責任については、消滅時効の一般規定（主観的起算点から 5 年、客観的起算点から 10 年。改正民法 166 条 1 項。）に従うこととなります。

<sup>7</sup> 改正民法 566 条は「売主が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない目的物を買主に引き渡した場合において、買主がその不適合を知った時から 1 年以内にその旨を通知しないときは、買主は、その不適合を理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、売主が引渡しの際にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。」と規定します。

<sup>8</sup> 商法 526 条 2 項においても、今般の民法改正に合わせて、「瑕疵」の文言等が修正されています。そして、改正民法 566 条と異なり、改正商法 526 条 2 項の期間制限では、「数量」も含まれていることに注意しなければなりません。

<sup>9</sup> 最判平成 4 年 10 月 20 日民集 46 卷 7 号 1129 頁。

その際、通知に関して、どこまでの内容を買主に求めるのか（単に契約内容不適合の指摘だけでよいのか、それとも具体的な瑕疵の内容、請求する損害額の算定の根拠を示して、損害賠償請求をする旨を表明して、売主の瑕疵担保責任を問う意思を明確に告げることを求めるのかなど。）についても、戦略的に検討する余地があります<sup>10</sup>。

### (3) ポイント 3（危険負担責任の規定）

⇒チェックすべき条項：危険負担責任に関する規定

今般の改正により、債権者主義<sup>11</sup>に関する規定（民法 534 条）が削除され、特定物、不特定物を問わず、債務者主義<sup>12</sup>に統一化（改正民法 536 条）されることになりました。

そのため、特定物不特定物を問わず、当事者双方の責めに帰すべき事由によらずに滅失等により債務の履行（売買の目的物の引渡し）をすることができなくなったときは、債権者（売買であれば買主）は反対給付の履行（売買であれば代金の支払）を拒む<sup>13</sup>ことができることとなります。

もともと、これまでの多くの売買契約書において、危険負担について定められ、引渡しの前後で危険を移転する<sup>14</sup>よう定めているケースが多いことから、このような規定があるひな形では実務上、上記危険負担に関する規定の改正により、大きな問題は出ないと考えられます。

### (4) ポイント 4（遅延損害金利率の明記）

⇒チェックすべき条項：遅延損害金に関する規定

今般の改正により、商事法定利率 6%の規定（商法 514 条）が削除され、商行為により生じた債務であったとしても民法の取扱いに統一されます。そして民法の法定利率 5%という規定も改正されます。具体的には 3%へと変更、その後 3 年を 1 期とし、1 期ごとに法定利率が変動することになりました（固定利率制から変動利率制へ。改正民法 404 条）。この規定に従いますと、改正後最初の 3 年は年率が 3%となり、その後 3 年ごとに利率が見直されることとなります。

このような中で、遅延損害金に関する利率を売買取引基本契約に記載しておくべきことは言を俟ちません。記載しなければ、現在の法定利率 5%よりも低利率の 3%程度と

<sup>10</sup> なお、上記品質保証の点や期間の伸長などの点については、これまでの売買契約においても行われてきたものであり、新しい論点ではありません。

<sup>11</sup> 当事者双方の責めに帰すべき事由がなく、目的物の滅失や損傷などにより債務を履行することが出来なくなった場合に、特定物に関する物権の設定又は移転を双務契約の目的とした場合（典型的には売買契約等）に、債権者（売買契約のケースでは、買主）は、代金支払債務を引き続き負う（代金を支払わなければならない）というルール。

<sup>12</sup> 脚注 11 に対し、不特定物については、このような場合には債権者（売買契約のケースでは買主）は、代金支払債務を負わない（代金を支払わなくてよい）というルール。

<sup>13</sup> 改正により、反対給付が当然に消滅するのではなく、拒むことができるものへと再構成されています。そのため、反対給付を消滅させるためには、契約の一部解除や合意により債務を消滅させる必要があります。

<sup>14</sup> 例えば、「甲（買主）及び乙（売主）のいずれの責めに帰すべからざる事由により、本製品の滅失又は損傷等の損害が生じた場合には、第●条の納品時をもって区分し、納品までの損害は乙が負担し、納品以降の損害は甲が負担する。」など引渡しである「納品」の前後や、検収完了の前後を基準に、危険負担が移転しているケースが多いです。

なるうえ、発生した遅延損害金の利率は一体何%なのか、といった確認コストや無用の混乱を生じかねません。利率としては、売主側からは商慣習上の 14.6%での合意を求めるケースが多くなるのではないのでしょうか。

(5) ポイント 5 (解除条項の規定)

⇒チェックすべき条項：契約の解除に関する規定

ア 解除の要件として帰責性が不要となったこと

従来、債務不履行に基づく契約の「解除」については、当該債務不履行について債務者の帰責性が必要と考えられてきました。

しかしながら、今般の改正では、契約の解除において、債務者の帰責性は解除の要件とされないことになりました<sup>15</sup> (改正民法 541 条、同 542 条)。

売主としては、買主が少しでも容易に解除できないようにする (契約の拘束力を強める) ことを望むのであれば、解除については、相手方当事者の責めに帰すべき事由がある場合のみできるというように要件化する (債務不履行に基づく解除について債務者の帰責性を要件とする。) というように、契約書上、解除の要件を加重することが考えられます。

イ 軽微な債務の不履行については契約を解除できない旨の明記

また、改正民法 541 条ただし書において、「その債務の不履行がその契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは」解除できない旨明記されました<sup>16</sup>。

仮に売買契約において典型的な、目的物の引渡し債務や代金支払債務などの債務以外に、別途債務を課す場合<sup>17</sup>には、当該債務の不履行があった場合にどのように処理するのか (契約全体を解除できるとするのか。契約の一部解除を認め、代金減額や損害賠償で処理するのか。解除はおよそ認めず、代金減額や損害賠償で処理するとどめるのか。)、契約解除の利害得失等を考慮しつつ、明記するかを含め検討すべきです。

ウ 債務不履行について債権者の帰責性がある場合の解除

また、改正民法 543 条では、債務の不履行が債権者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、債権者は解除できないものとされます。

この点については、債務不履行について双方に帰責事由がある場合<sup>18</sup>に、どのように対応するのか (契約はあくまで解除できないとし、損害賠償のみの問題とし解決する (双方の帰責性については、過失相殺の問題として処理する) 建て付けにするのか。

<sup>15</sup> 損害賠償請求については、債務者の帰責性は同請求の要件とされ、抗弁事由と法文上明確に位置づけられることになりました (改正民法 415 条 1 項ただし書)。また、瑕疵担保責任を契約内容不適合責任へと再構成するにあたり、契約内容不適合責任のケースにおける契約の解除も、同改正民法 541 条や同 542 条に基づき行われることになりました。

<sup>16</sup> この規定自体は、確立した判例法理の趣旨を明文化したものです (最判昭和 36 年 11 月 21 日民集 15 卷 10 号 2507 頁等)。

<sup>17</sup> 例えば、機械装置の売買契約のなかで売主 (メーカー) が当該機械の使用方法につき技術者を派遣して買主に指導するという合意がなされた場合を想定します。この場合に、仮に売主が合意に反して技術者を派遣しなかったとき、売買契約全体を解除することができるのかという問題です。

<sup>18</sup> 当該債務不履行につき双方に帰責事由がある場合には、一方が債務不履行責任を負うべき地位にないため、双方に帰責事由がないという評価もありうるとし、その場合には同条にかかわらず解除できるとの見解もあります (日本弁護士連合会編・前掲注 2)133・134 頁 [上床竜司])。



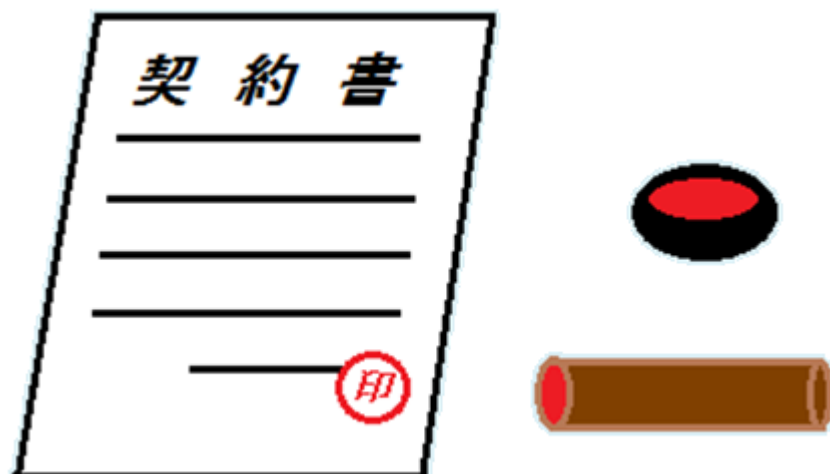
それとも、損害賠償の問題の他に契約の解除も可能、という建て付けにするのか。) 検討して明記することも一考の余地があります。

#### IV 最後に

本論稿は一般論に終始しましたが、個々の売買契約書のレビューでは、当然当該売買契約の個別具体的な事情を理解しながら行われなければなりません。

本論稿を、売買契約書のひな形を見直される際や売買契約書レビューの際の一助にさせていただきますと幸いです。

以上



「情けないな。今頃になって腑に落ちるとは。」

弁護士・社会福祉士 三山峻司

生涯発達の研究から試験・知能検査にかかわる「学術的知能」に対し、現実世界の具体的な問題にうまく対処する「実践的知能」に関する興味深い研究成果が報告され、加齢が如何にダイナミックなステージを個々人に用意しているかが明らかになってきました<sup>19</sup>。

「知能」と「実践」に関し、先日、少し気付くことができました。

パワーレス状態にあるクライアントのもつ潜在能力に気づきその能力による課題対応という「主体性の回復」のエンパワーメントアプローチは、ソーシャルワーク（SW）に関心を寄せる者は誰もが知る相談援助の手法の一つです。身体不自由でも外出したい、ストレスに押し潰されながらも誰かに聞いてもらいたい、そのようなクライアントの気持ちを、その人が持てるパワーとしてどのように生かすことができるか。知るだけでは知識のストックに過ぎず、また、アプローチを実行する者自身に気づきがなければ、テクニカルにその手法を単に知って使うというだけでは、知識偏重の悪弊のループから抜け出せないのかも知れません。

大切なのは、そのような人間観に共感しクライアントに接する相談援助者自身が変り、実践するという事ではないでしょうか。援助者自身の態度が変ること、それによってクライアントや周囲に影響が広がることで事態が動くということではないでしょうか。原因はケアされるクライアントにあるはずだとの思い込みはないでしょうか。ケアする者がよほど自覚する必要があるのではないかと考えます。表面上の対応は同じでも、援助者の両者の対応には天と地ほどの隔たりがあるように思えます。

ブトゥリムの説くSWの3つの価値前提（「人間尊重」「人間の社会性」「人間の変化の可能性」）も、エリクソンやハビーガーストの発達心理学もバルテスの生涯発達もアドラーの心理学も知るだけでは足りず。知って学習する者自身の所信と態度が変わらずして何が変わるのでしょうか。知識を詰め込んだ糞袋が、知識の出し入れを迅速にできることにどれだけの意味があるのでしょうか。

SWは、クライアントの問題と共に、自身の問題を含みます。自身の考え方や行動こそが変らなければ、何も変らない、自身が変わることが起点ということに少し気付かされる機会がありました。「自己覚知」の内容も掘り下げたいと考えています。このような基本が、「今頃になって腑に落ちるとは。情けなや。」で、知識と実践知の関係で目が覚めた一瞬が先日あったので、NCLawLetterの誌面をお借りして忘れないように一人言のように記させて頂きました。

<sup>19</sup> 「生涯発達のダイナミクス—知の多様性生き方の可塑性」（鈴木忠 著・東京大学出版会）

## 後悔後に立つ？

弁護士 阪口 誠

う～ん、う～んと考えているうちに1日1日が過ぎていく。何を考えているかといえ  
ば、もちろんこの原稿である。今年の株主総会？サッカーのワールドカップ？米朝首脳  
会談？どれもじっくりこない。気がつけば本日（6月30日）が原稿の締切日である。

仕事に関する書面であれば、もちろん、どのような法的構成で、どのような順序で書  
面を組み立て、またどのように表現すれば説得力が増すのか等々悩みはするが、主張し  
たい事項は決まっている。ある意味私にとっては楽である。しかし、「何でも良いから  
書く」というのは元来筆無精な者にとって、何を書いたら良いのか頭に浮かんでこない  
のである。

悩んだ末に、また還暦の話になるが、私も5月に還暦を迎え、また昨年父を亡くして、  
自分の老後のことを考えたり、これまでの自分の人生を振り返ることが多くなったよう  
な気がする。

幸運にも司法試験に合格し、約30年仕事を続けることができ、学生時代にもっと勉  
強をしていたら良かったといった後悔はないが（小中学時代は母から鉄砲玉と言われ、  
一旦遊びに行くとなかなか帰ってこなかった）、やはりこの年になると後悔の念を持ち、  
若いときにもっと〇〇をしていたらなあと思うことは多々ある。例えば、英語力や人の  
輪を広げることなどである。「後悔先に立たず」とは的を射たことわざであるにつくづ  
く思うようになった。自分のこれまでの歩みを振り返り、後悔の念を持っていることか  
ら、どうしても若い人達に接していると、まどろっこしさを感じてしまうことがあり、  
「最近の若い者は…」と思うこともあるが、このように感じるのも年をとったせいかも  
しれない。若い人達には、現状に満足することなく、夢を持って10年、15年先を見  
越して今何をすべきか考えてもらいたいものである。

ただ、このような文章を書いていると、自分が逃げているようにも感じる。自分はも  
う60歳なのだから、もう何も新しいことにチャレンジする必要はないと言い訳してい  
るようだ。

幸い今年の間ドックでも大した異常は見つからなかったし、人生100年の時代と  
いわれるようになってきた。いくつになろうとチャレンジしていきたいもので、毎年、  
正月には「今年こそは」と思っているが、なかなか前に進まないのも現実でこれも人  
生だと思う。やはり言い訳か。 応援よろしくお願いします。

## プロボノ活動

弁護士 安田 幸司

前回の事務所報において報告させて頂きましたとおり、私は、2017年7月に行われましたNY州に合格することができました。しかし、2018年8月1日現在、まだNY州弁護士の登録ができておりません。なぜなら、NY州弁護士のための登録要件の1つである「50時間のプロボノ（Pro Bono）活動」要件を満たすことができていないからです。

前記の通り、まだプロボノ活動の要件を満たすことはできておりませんが、私は、2018年6月から、プロボノ活動を開始しております。

今回は、私が行っているプロボノ活動につき、簡単にご報告させて頂こうと思います。

私は、アメリカのイリノイ州にある Illinois Legal Aid Online (<https://www.illinoislegalaid.org>) という組織において、LiveHelp Operator という立場で、「Legal Information（法的な情報）を求めている方に対して、チャットを通じて適切な Legal Information を提供する」という活動を行なっています。

留学先であったバージニア大学に留学していた日本人の先輩がこのプロボノ活動を実際に行なっていたということもあり、私も、このプロボノ活動を行うことにしました。

このプロボノ活動は非常に人気のあるものらしく、私は、NY州の司法試験の合格発表後（2017年10月下旬）すぐに応募したのですが、Illinois Legal Aid Online からプロボノ活動への参加の意思確認の連絡が来たのは2018年5月でした。そして、同年6月中旬から、プロボノ活動を開始することとなりました。

具体的なプロボノ活動の内容ですが、前記のとおり、チャットを通じて Legal Information を提供するというものです。アメリカ（の各州）における弁護士資格を持っていない者がこのプロボノ活動を行なっていることから、Legal Advice(法的助言)を提供することは許されません。

また、「Legal Information を提供する」といっても、提供できる情報は限られています。例えば、政府が運営するサイトや、ロースクールや大学のウェブサイトなどの情報は提供しても良いのですが、一方で、Wikipedia や「.gov, .org, .us」で終わらないウェブサイトに関する情報は提供してはいけないというルールがあります。そのため、提供すべき Legal Information を探す際には、その内容のみならず、提供しても良いサイトなのかという点についてもしっかりとチェックする必要があります。

なお、プロボノ活動をするためには、事前に活動する時間帯を登録（1時間単位での登録）しなければなりません。なお、このプロボノ活動は、アメリカ中部時間の平日の午前9時から午後5時の間に行われているものであるため、時差（サマータイム中はマ

イナス14時間)があります。そのため、一番早い時間にプロボノ活動を行おうとしても、それは日本時間の午後11時からになります。私は、週に2回ほど、午後11時から午前1時までこのプロボノ活動を行っております。たまに午前2時や午前3時まで活動を行なうときもあるのですが、そのような日の翌日は、寝不足のせいで非常に辛いです。

実際のプロボノ活動の内容についてですが、活動は、パソコンを開き、チャットの要請がくるのを待つことになります。チャットの要請が来ない時間帯もあれば、2~3人を相手に同時にチャットをすることもあり、忙しさは日によってばらつきがありますが、平均すると1時間の間に5~6人とチャットをしているように思います。

チャットの相手方からの質問事項は多岐に渡っており、離婚、養子縁組、子の監護権、不動産の明渡しなど、様々な事柄についての質問がなされます。相手方が求めている情報を正確に理解し、検索し、そして提供することが重要となります。なかにはLegal Adviceを求めて来る方もおり、その場合には「協力できない」旨を伝えると共に、弁護士を検索できるウェブサイトを紹介することになります。5分程度でチャットが終了することもあれば、30分近くチャットが続くこともあり、チャットの長さに関しても、相手方の質問事項の数や、相談内容によって様々です。

離婚や不動産の明渡しに関する事柄など、アメリカのロースクール時代には勉強することのなかった分野に関する質問が多く、情報を検索するのは大変ですが、このプロボノ活動を通じて私自身新しい知識を得ることができているように感じます。

また、このプロボノ活動は、チャットの相手方が私たちLiveHelp Operatorを評価できる仕組みとなっていることから、相手方から低い評価を受けないよう、迅速かつ適切な情報を提供するだけでなく、丁寧かつ正確な英語でコミュニケーションをとる必要もあることから、チャットという手段ではありますが、英語力の向上にもつながっているように感じています。

既にプロボノ活動も後半戦に入っています。できることならば、2018年9月までにはプロボノ活動を終わらせたいです。

NY州弁護士資格を取得するためには、最後にNYまで行って「宣誓」をする必要があります。2018年中に宣誓式に参加できればいいのですが、遅くとも2019年の春までには宣誓式に参加し、NY州の弁護士資格を取得したく思っております。

さて、2017年8月3日に帰国してから、早くも1年が経過しました。日本の食事のクオリティの高さと値段の安さを改めて感じ、日々大きくなっているように感じます。

いつNY州弁護士の登録ができるかという点につき、現時点では全くの未定ではありますが、次回の事務所報でも、引き続きNY州弁護士登録に関する情報をお伝えできればと考えております。

私は、高校生までは歴史小説ばかり読み、大学入学後は宮本輝や村上春樹等の文学小説を読んできました。現在は、特に偏りはなくなり、新聞、テレビ、ラジオで紹介された本の中で読みたくなった本を読んでいます。中でも、FM802の日曜午前に放送される番組で、「モーニングストーリー」というコーナーがあり、DJが本を紹介していて、いつも読みたくなるので、週に1冊程度文庫本を中心に買っています。今回は、最近読書をした中から、何らかの形で司法手続がからむようなおすすめの本を紹介します。

### 1. ソロモンの偽証（宮部みゆき著・新潮文庫）

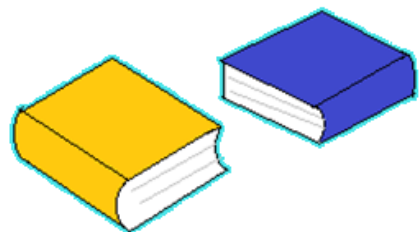
中学生が学校内で死亡した場面から物語が始まります。自殺か他殺か、原因をめぐって猜疑心が生まれます。学校の隠蔽行為、マスコミの登場により、周囲が混乱する中、真実を明らかにするため、夏休み期間を利用して、学校内で、生徒が自ら企画した裁判が始まります。裁判官、検察官、弁護士、廷吏全て生徒たちが役割分担をして裁判を進行していきます。子供がついた嘘によって、周囲の人々が翻弄される様子が丁寧に描かれています。映画化されていますが、全六冊の文庫本でも読み始めるとあっという間に読了できます。

### 2. 雪の鉄樹（遠田順子著・光文社文庫）

主人公の庭師である男が、加害者側の人間として、罪を償う生き方を選択し、被害者と正面から向き合って生きていく姿が、凄まじい熱量で描かれています。罪と向き合う、被害者に向き合うという言葉で表現すれば簡単なことになりますが、その意味を問いかける重い作品です。謝罪というのは、どこまでしなければならないのか、真の意味で納得を得るためにどうすべきなのか、システム化されてある意味便利な世の中になっているのは事実ですが、置き去りにされてしまっていることがあるのではないかと等々、考えさせられました。

### 3. イノセントデイズ（早見和真著・新潮文庫）

物語の冒頭が、死刑判決から始まります。放火殺人犯として悪女のレッテルをはられ、死刑判決を受けた女性について、産科医、中学時代の親友、刑務官、幼なじみの弁護士といった周辺の人たちの視点で語られています。冒頭部分で結論がわかっているのですが、最後まで引き込まれる作品です。これらは、いずれも普通の本屋さんで文庫本として売られていますので、ぜひ手にとってみてください。



## 事務所退職と独立のご挨拶

弁護士 清原 直己

拝啓 残暑の候、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。平素より格別のご厚情を賜り心よりお礼申し上げます。

さて、私こと、平成30年8月10日をもって中之島シティ法律事務所を退職し、独立させていただくこととなりました。平成25年12月に弁護士登録をし、中之島シティ法律事務所に入所して以来、クライアントの皆様には、業務を遂行するにあたって、多大なご協力をいただき、また暖かいお言葉を頂戴し、心より感謝申し上げます。

私は、これまで、三山先生の指導のもと、知的財産権関連事件を中心として、多くの実務経験を得させていただきました。世間の耳目を集める特許権の侵害訴訟事件やライセンス契約に関する国際仲裁事件など、多様な案件に関与する機会を得ることができました。これらの経験を通じて、弁護士業務に必要な書面の作成作法や、交渉技術や、事件処理方針の決定方法や、証拠の緻密な検討などの実践的な点にとどまらず、事件との向き合い方などの心構えまで直接指導いただくことができました。また、阪口先生、湯浅先生をはじめとする事務所の先生方からも、事件処理に関して数多くのアドバイスを頂戴することができ、弁護士として多くの研鑽を積むことができました。事務所で執務をさせていただきました経験は、私の貴重な財産となり、今後の弁護士業務を行う上で礎となることを確信しております。

事務所を退所することとなり、皆様にはご迷惑をおかけすることや、他の先生方に何らの恩返しもできていないことについて心苦しい思いはありますが、今まで以上にクライアントの皆様にご役に立てよう、より一層研鑽を積み、職務に邁進する所存でございます。

今後とも変わらぬご指導ご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

## ◇ 出版案内 ◇



弁護士・弁理士 小松陽一郎先生が古稀をお迎えになられ記念論文集「特許権侵害紛争の実務—裁判例を踏まえた解決手段とその展望—」を青林書院より2018年5月に出版されました。

当事務所 弁護士・弁理士 三山峻司が同記念論文集の「第1章 訴訟前における実務的対応 1 特許権侵害紛争の実態」の執筆を担当させていただきました。

## 所属弁護士

弁護士・弁理士・社会福祉士 三山 峻司      弁護士・公認不正検査士 阪口 誠  
弁護士 湯浅 靖                      弁護士 松下 聡                      弁護士 安田 幸司  
弁護士・弁理士 清原 直己      弁護士 矢倉 雄太

### 中之島シティ法律事務所

〒530-0005

大阪市北区中之島2丁目2番2号 大阪中之島ビル9階

TEL 06-6203-2355

FAX 06-6203-2356

<http://www.nclaw.jp>      E-mail : [info@nclaw.jp](mailto:info@nclaw.jp)

